

電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算

1 裁判事務

裁判事務における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和5年度の予算総額は、約4,078百万円となっている。

(1) 裁判事務処理システム

民事及び刑事裁判手続並びに家事手続全般についてシステム化し、事件情報の共有による事務処理及び事件進行管理の合理化や効率化を図るものである。旧裁判事務処理システムは、民事事件を対象とする部分については平成12年度から、刑事事件を対象とする部分については平成13年度から順次、地方裁判所に導入してきたが、平成17年度から、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について、抜本的に見直した上で新システムの開発を行った。民事事件を対象とする部分については、平成19年度にシステム試験等を経て運用を開始し、平成26年度から平成27年度にかけて家事事件についても利用できるよう改修及び導入展開を行い、現在は高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所全庁において運用中である。他方、刑事事件を対象とする部分については、平成22年度にシステム試験等を経て運用を開始し、現在は地方裁判所全庁において運用中である。

(2) 民事執行事件処理システム

不動産等執行事件の各種データをシステム上で管理することにより、事件検索、物件検索、進行管理、各種帳票作成等を行い、不動産等執行事件の事務処理全般について、効率化、迅速化を図るものである。旧システムは平成14年度から全国で導入、運用していたが、セキュリティ強化や職員負担の軽減を図るため、センターサーバ方式の新システムを平成25年度から平成26年度にかけて開発した。新システムへの移行は平成27年度から順次行われ、平成28年度に完了し、現在全国で運用中である。

(3) 裁判員候補者名簿管理システム

全国60か所の裁判員裁判取扱庁で利用することを目的として開発したシステムで、裁判員候補者名簿を調製、管理したり、裁判員をくじで選任するなど、裁判員等の選任手続管理業務を効率的に処理するための機能が実装されている。平成21年1月から本格稼動した。

(4) 裁判統計データ処理システム

下級裁判所における統計報告から最高裁判所におけるデータの集約・管理等の統計業務全般をシステム化することで国民への正確な統計データの迅速かつ円滑な提供を図るものである。

(5) 裁判事務支援システム

少年事件、簡易裁判所の民事事件、督促事件並びに高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の各種データをセキュリティの確保されたシステム上で管理し、事件検索、当事者検索、期日検索等の機能を共通して利用することにより、これら事件の事務処理全般について効率化、迅速化を図るものである。少年事件に相当する部分については平成30年度に開発を、翌令和元年度に導入を完了し、簡易裁判所の民事事件及び督促事件、高

等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件に相当する部分については令和元年度に開発を、翌令和2年度から令和3年度にかけて導入を完了し、いずれも全国で運用中である。

(6) 裁判手続のデジタル化

ア 民事訴訟手続のデジタル化

内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の平成30年3月30日付け報告書の内容等も踏まえて、民事訴訟手続のデジタル化の取組を進めており、令和2年2月から順次、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議等のツールを活用した争点整理の運用を進め、令和4年11月までに全国の全ての高等裁判所及び地方裁判所（いずれも本庁及び支部を含む。）で同運用を開始した。また、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム）を開発し、関連する最高裁判所規則を制定した。同システムについては、現在、知的財産高等裁判所及び地方裁判所本庁10庁で運用を開始しており、令和5年6月頃には全ての地方裁判所本庁に、同年9月頃には全ての高等裁判所本庁及び支部に、同年11月頃には全ての地方裁判所支部に運用を拡大する予定である。

なお、民事訴訟手続のデジタル化に向けたシステム面の検討については、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想の検討を進めているところ、この全面デジタル化実現に向けた環境整備を段階的に進めていくために、令和4年4月から、法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理システムの開発（第1次開発）を行っているところである。また、令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による民事訴訟法の改正に対応するため、民事訴訟手続全体のデジタル化（電子提出の一般化や電子記録の閲覧、裁判所による電子記録の管理等）に向けた開発（第2次開発）を開始したところである。第2次開発については、現在、要件定義作業を進めているところであり、開発作業は、令和5年4月から本格化する予定である。

イ 刑事手続のデジタル化

令和3年3月に法務省に立ち上げられた「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関する検討が進められ、令和4年3月、その検討結果が取りまとめられた。また、同年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、政府において、上記検討会の取りまとめ報告書を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進めるとともに、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指すこととされた。そして、令和4年6月27日、法制審議会に、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問がされ、現在、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において調査審議が進められている。

こうした政府における検討のスピード感に対応するため、最高裁判所においても、刑事手続における書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化、手続に応じた非対面・遠隔化の活用による刑事手続のデジタル化に向けた検討を進めている。

ウ 民事非訟事件手続・家事事件手続等のデジタル化

民事非訟手続、家事事件手続等のデジタル化のうち、ウェブ会議ツールの活用については、地方裁判所本庁50庁及び支部5庁（労働審判事件を管轄する裁判所全て）において、労働審判手続における運用を、家庭裁判所本庁23庁において、家事調停手続における運用を既に開始している。令和4年5月に、民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、ウェブ会議等を用いた離婚等の調停又は和解の成立や口頭弁論の実施を可能とする規律が導入されたことも踏まえて、全ての家庭裁判所で、家事調停及び人事訴訟の各手続での運用を開始する方向で検討している。

また、各手続におけるオンライン提出、事件記録の電子化等については、令和5年2月に、法制審議会から法務省に対し、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する要綱」が答申された。同答申を踏まえた改正法案は、今通常国会に提出される見込みであるが、同法案が成立した場合には、令和5年度中に要件定義の作業に入ることを予定している。

なお、民事非訟手続、家事事件手続等に用いるシステムについては、民事訴訟手続で用いるシステム（第2次開発）をベースに開発する方向で検討している。

2 司法行政事務等

司法行政事務等における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和5年度の予算総額は、約4百万円となっている。

・ 檢察審査員候補者名簿管理システム

検察審査員候補者の各種データをシステム上で管理することにより、名簿管理、資格審査、選定、各種帳票作成等、検察審査員等の選定事務処理について効率化、迅速化するものであり、平成20年度に全国の地方裁判所本庁所在地の検察審査会事務局（複数あるときは第一）及び裁判員裁判取扱支部所在地の検察審査会事務局に導入し、運用中である。

3 ネットワーク化

ネットワーク化の進展状況は、以下のとおりであり、令和5年度の予算総額は、約6,441百万円となっている。

(1) 司法情報通信システム

全国に組織機構を展開する裁判所において、各種裁判情報の共有、司法行政事務の効率化を図るための裁判所間の情報通信ネットワーク基盤である。裁判所内にLANを構築するとともに、全国の裁判所に設置した通信端末を通信回線により接続し、電子メールの利用や最高裁判所の各種データベースへのアクセスを可能とするほか、保管金事務処理システム等の電算機処理システムの通信基盤となっている。

(2) 外部通信ネットワーク

裁判所の情報システムが保有する情報には、高度な秘匿性が求められるものが含まれており、その情報が漏えいするといったセキュリティ上のリスクを回避するため、裁判

所が保有する重要な情報を取り扱うネットワークとインターネットを閲覧できる環境とを論理的に分離する目的で、インターネットセキュリティサービスを利用している。

(3) 最高裁判所汎用受付等システム

財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「R E P S」という。）との連携基盤として機能しているシステムであるが、裁判所の督促手続オンラインシステムや保管金事務処理システムとR E P Sとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督促手続オンラインシステムを利用した申立てに係る手数料等の電子納付や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

(4) 保管金事務処理システム

R E P S等と連携して、裁判所が取り扱う保管金の電子処理を可能にするシステムである。事件当事者等の利便性の大幅な向上と、事務処理の迅速化及び効率化を図るものであり、これまでに全ての裁判所に導入し、運用を行っている。

(5) 督促手続オンラインシステム

簡易裁判所に対し書面で申し立てられている支払督促事件のうち、定型的な処理が可能なものについてインターネットを利用した申立てを可能とし、手続全体をオンライン化し、申立人の利用の便を図るとともに、裁判所の業務を集中的に処理するシステムである。平成18年度から本格稼動を開始し、平成22年11月に全国での利用が可能となった。